

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第8号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後												
1	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(5) [略] (6) 法第8条第3項の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 (7)～(11) [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]		6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(5) [略] (6) 法第8条第3項の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 (7)～(11) [略]	[略]	[略]		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(5) [略] (6) 法第8条第2項の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 (7)～(11) [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]		6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(5) [略] (6) 法第8条第2項の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 (7)～(11) [略]	[略]	[略]	
[略]														
6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(5) [略] (6) 法第8条第3項の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 (7)～(11) [略]	[略]													
[略]														
[略]														
6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(5) [略] (6) 法第8条第2項の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 (7)～(11) [略]	[略]													
[略]														
2	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td><u>1</u> 削除</td><td></td></tr><tr><td><u>1</u>の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]</td><td>市町村（釜石市、紫波町、大槌町、山田町及び岩泉町を除く。）</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	<u>1</u> 削除		<u>1</u> の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	市町村（釜石市、紫波町、大槌町、山田町及び岩泉町を除く。）	[略]		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td><u>1</u> 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]</td><td>市町村（紫波町、大槌町、山田町及び岩泉町を除く。）</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	<u>1</u> 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	市町村（紫波町、大槌町、山田町及び岩泉町を除く。）	[略]			
<u>1</u> 削除														
<u>1</u> の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	市町村（釜石市、紫波町、大槌町、山田町及び岩泉町を除く。）													
[略]														
<u>1</u> 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	市町村（紫波町、大槌町、山田町及び岩泉町を除く。）													
[略]														

3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4
第4号の社会教育主事の資格の認定

市町村（岩手町、矢巾町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村及び一戸町を除く。）

[略]

26 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務
(1)～(10) [略]

(11) 法第11条の2の浄化槽の使用廃止の届出の受理
(12) [略]
(13) [略]
(14) [略]
(15) [略]
(16) [略]

(17) [略]

3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4
第4号の社会教育主事の資格の認定

市町村（住田町、山田町、岩泉町、田野畑村及び一戸町を除く。）

[略]

26 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務
(1)～(10) [略]

(11) 法第11条の2第1項の浄化槽の使用休止の届出の受理
(12) 法第11条の2第2項の浄化槽の使用再開の届出の受理
(13) 法第11条の3の浄化槽の使用廃止の届出の受理
(14) [略]
(15) [略]
(16) [略]
(17) [略]
(18) [略]
(19) 法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の市町村との協議
(20) 法第49条第1項の浄化槽台帳の作成
(21) 法第49条第2項の情報の提供の要求
(22) [略]

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 137 943 328">(18) [略]</td> <td data-bbox="943 137 1106 328"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="192 328 1106 376">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 376 943 480">38 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）第1条の2の浄化槽の<u>撤去等</u>の届出の受理に関する事務</td> <td data-bbox="943 376 1106 480">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="192 480 1106 528">[略]</td> </tr> </table>	(18) [略]		[略]		38 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）第1条の2の浄化槽の <u>撤去等</u> の届出の受理に関する事務	[略]	[略]		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 137 1928 328">(23) [略] (24) 法附則第11条第1項の助言又は指導 (25) 法附則第11条第2項の勧告 (26) 法附則第11条第3項の勧告に係る措置の命令</td> <td data-bbox="1928 137 2092 328"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1178 328 2092 376">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 376 1928 480">38 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）第1条の2の浄化槽の<u>撤去</u>の届出の受理に関する事務</td> <td data-bbox="1928 376 2092 480">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1178 480 2092 528">[略]</td> </tr> </table>	(23) [略] (24) 法附則第11条第1項の助言又は指導 (25) 法附則第11条第2項の勧告 (26) 法附則第11条第3項の勧告に係る措置の命令		[略]		38 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）第1条の2の浄化槽の <u>撤去</u> の届出の受理に関する事務	[略]	[略]	
(18) [略]																	
[略]																	
38 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）第1条の2の浄化槽の <u>撤去等</u> の届出の受理に関する事務	[略]																
[略]																	
(23) [略] (24) 法附則第11条第1項の助言又は指導 (25) 法附則第11条第2項の勧告 (26) 法附則第11条第3項の勧告に係る措置の命令																	
[略]																	
38 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）第1条の2の浄化槽の <u>撤去</u> の届出の受理に関する事務	[略]																
[略]																	
<p>3 別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="192 624 1106 671">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 671 943 1444"> <p>23の11 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(11) [略]</p> <p>(12) [略] (13) <u>法第22条の6第2項の届出の受理</u></p> <p>(14) <u>法第22条の6第3項の検案書又は死亡診断書の提出の命令</u></p> <p>(15) <u>法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項の勧告</u></p> <p>(16) <u>法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の勧告に係る措置の命令</u></p> </td> <td data-bbox="943 671 1106 1444">[略]</td> </tr> </table>	[略]		<p>23の11 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(11) [略]</p> <p>(12) [略] (13) <u>法第22条の6第2項の届出の受理</u></p> <p>(14) <u>法第22条の6第3項の検案書又は死亡診断書の提出の命令</u></p> <p>(15) <u>法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項の勧告</u></p> <p>(16) <u>法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の勧告に係る措置の命令</u></p>	[略]	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1178 624 2092 671">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 671 1928 1444"> <p>23の11 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(11) [略] (12) <u>法第21条の5第2項の届出の受理</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) <u>法第22条の6の検案書又は死亡診断書の提出の命令</u></p> <p>(15) <u>法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）及び第2項の勧告</u></p> <p>(16) <u>法第23条第3項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の勧告に従わなかった旨の公表</u></p> <p>(17) <u>法第23条第4項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の勧告に係る措置の命令</u></p> </td> <td data-bbox="1928 671 2092 1444">[略]</td> </tr> </table>	[略]		<p>23の11 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(11) [略] (12) <u>法第21条の5第2項の届出の受理</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) <u>法第22条の6の検案書又は死亡診断書の提出の命令</u></p> <p>(15) <u>法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）及び第2項の勧告</u></p> <p>(16) <u>法第23条第3項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の勧告に従わなかった旨の公表</u></p> <p>(17) <u>法第23条第4項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の勧告に係る措置の命令</u></p>	[略]								
[略]																	
<p>23の11 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(11) [略]</p> <p>(12) [略] (13) <u>法第22条の6第2項の届出の受理</u></p> <p>(14) <u>法第22条の6第3項の検案書又は死亡診断書の提出の命令</u></p> <p>(15) <u>法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項の勧告</u></p> <p>(16) <u>法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の勧告に係る措置の命令</u></p>	[略]																
[略]																	
<p>23の11 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(11) [略] (12) <u>法第21条の5第2項の届出の受理</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) <u>法第22条の6の検案書又は死亡診断書の提出の命令</u></p> <p>(15) <u>法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）及び第2項の勧告</u></p> <p>(16) <u>法第23条第3項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の勧告に従わなかった旨の公表</u></p> <p>(17) <u>法第23条第4項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の勧告に係る措置の命令</u></p>	[略]																

<p>(17) <u>法第24条第1項</u>（<u>法第24条の4</u>において準用する場合を含む。）の報告の徴収又は立入検査</p> <p>(18) <u>法第24条の2</u>の第二種動物取扱業の届出の受理</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) <u>法第25条第1項</u>の勧告</p> <p>(21) <u>法第25条第2項</u>の勧告に係る措置の命令</p> <p>(22) <u>法第25条第3項</u>の措置の命令又は勧告</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p> <p>(28) [略]</p> <p>(29) [略]</p>	<p>(18) <u>法第24条第1項</u>（<u>法第24条の4第1項</u>において準用する場合を含む。）の報告の徴収又は立入検査</p> <p>(19) <u>法第24条の2第1項</u>の勧告</p> <p>(20) <u>法第24条の2第2項</u>の勧告に係る措置の命令</p> <p>(21) <u>法第24条の2第3項</u>の報告の徴収又は立入検査</p> <p>(22) <u>法第24条の2の2</u>の第二種動物取扱業の届出の受理</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) <u>法第25条第1項</u>の指導又は助言</p> <p>(25) <u>法第25条第2項</u>の勧告</p> <p>(26) <u>法第25条第3項</u>の勧告に係る措置の命令</p> <p>(27) <u>法第25条第4項</u>の措置の命令又は勧告</p> <p>(28) <u>法第25条第5項</u>の報告の徴収又は立入検査</p> <p>(29) [略]</p> <p>(30) [略]</p> <p>(31) [略]</p> <p>(32) [略]</p> <p>(33) [略]</p> <p>(34) [略]</p> <p>(35) [略]</p>
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は公布の日から、表3の項の改正部分は同年6月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令の規定により知事若

しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、同日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の左欄に掲げる事務で市町村の長又は教育委員会が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、同日以後における法令の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。